

第2回新居浜市地域発達支援協議会会議録

1. 日時 平成26年10月7日(火) 15:00~17:00
2. 場所 新居浜市こども発達支援センター2階会議室
3. 出席者 委員 関谷 博志 委員 明智 美香
 委員 松本 富美子 委員 越智 美保
 委員 尾崎 洋子 委員 黒川 由美
 委員 立花 久美子 委員 高橋 良光
 委員 佐々木 靖夫 委員 三ツ井 洋子
 委員 大江 真輔 委員 藤田 康弘
 委員 坂上 玲子 委員 真鍋 真理子
 委員 八木 文恵 委員 野沢 佐絵美
 アドバイザー 渡部 徹 吉松 靖文
4. 欠席者 委員 山内 寿恵 委員 青野 桂子
 委員 西原 勝則 委員 丹下 徳子
5. 事務局 渡邊 環 畑野 一恵 石見 慈 西原 紀子 西原 香奈
6. 傍聴者 なし
7. 議題 (1) 新居浜市教育支援委員会設置規則について
 (2) 平成25年度統計について
 (3) 労働分野の取り組み状況について
 (4) 各研修の報告
 (5) その他
8. 議事 開会 午後15時00分

事務局	<p>ただいまから、第2回新居浜市発達支援協議会を開催いたします。</p> <p>会に先立ちまして、前回の協議会でご意見がありました障がい者就労・生活支援センターから委員の推薦があり、委員が決まりましたので紹介させていただきます。</p> <p>障がい者就労・生活支援センター 就業・生活支援ワーカー 坂上玲子</p> <p>それでは、開会にあたりまして、高橋委員長からご挨拶をお願いします。</p>
委員長	<p>平成26年度第2回目地域発達支援協議会にご出席を賜りまして、厚くお礼申し上げます。雨が多かった夏も終わり、ようやく秋のさわやかな風が吹いて</p>

	<p>まいりました。今年度も半分が終わりました、その間、各種の研修や巡回相談、就学相談等、多くの事業にみなさまのお力添えをいただきましてお礼を申し上げます。先ほど紹介がありました通り、新しく坂上委員も参加していただき、今後の新居浜市について協議ができるようになりました。後ほどの議題にもありますように新居浜市の労働分野の取り組み状況をご報告いただきます。それぞれの分野で係わる中で大切なこととして長期的な視点のヒントがあるのではないかと思います。どうぞよろしく願いいたします。終わりになりますが、本日の協議会が委員の皆様活発な議論により実り多いものになりますようご祈念申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、お手元の議事に従いまして会を進めて参ります。</p> <p>まず、議題①の新居浜市教育支援委員会設置規則について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (渡辺)</p>	<p>「新居浜市教育支援委員会設置規則について」ご説明いたします。</p> <p>資料の1をお目通し下さい。7月15日に開催いたしました第1回地域発達支援協議会におきまして、「新居浜市就学指導員会規則の一部改正」についてご審議頂きましたが、その後、8月定例教育委員会に議案として提出、教育委員署名をいただき、平成26年8月13日から施行いたしました。改正した部分につきましては、赤字で表示しております。前回にご説明いたしましたが、まず、題名を「新居浜市教育支援委員会設置規則」に改め、同様に規則中の「就学指導員会」を「教育支援委員会」に改めました。学校教育法施行令一部改正の主旨を反映するため、「第1条文中の適正な就学指導を適切な教育支援」に改め、「第2条の任務の文中に一貫した教育支援の充実を図るため」という表現を追加いたしました。また、「第7条、就学支援を就学等の支援」に改めました。今年度途中の施行となり、委員委嘱変更が必要となりますことから附則に経過措置を設け、「就学指導委員会」と同一性をもって継続するものと明記し、対応してまいります。</p> <p>以上で、新居浜市教育委員会設置規則のご報告を終わります。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございました。前回の協議会で審議した内容で、新居浜市教育支援委員会という形(名称)で設置が行われたということです。年度途中であるので、新居浜市就学指導委員会の委員がその新居浜市教育支援委員会の委員として継続するという事で間違いはないですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。そうです。</p>

委員長	ただいまの説明で、ご意見がございましたらお伺いしたいと思いますが、どなたかございませんか。
委員	——意見なし——
委員長	いよいよ昨年9月に出された通知に基づいて、本格的により良い支援を目的とした支援委員会がスタートするというようなことで委員の皆様のご活躍にも期待したいと思います。
委員長	続きまして、議題②の平成25年度統計について事務局から説明をお願いします。
事務局 (畑野)	<p>第1回の協議会において、総合相談の中の肢体不自由と不登校についての相談件数がどれくらいかというご意見（質問）に対しまして、お応えさせていただきます。資料2の（2）相談種別をご覧ください。その表の「疾病について」のうちの17人が肢体不自由となっております。内訳としましては、幼児が13人、小学生が3人、中学生が1人となっております。</p> <p>不登校が主な相談内容としてあがっているケースは、表の「その他」のうちの16人が不登校の件数となっております。その内訳として、小学生が9人、中学生が6人、高校生が1人となっておりますが、この件数は、最初の相談の時に不登校が相談内容であることが明確であったケースでありまして、他の種別である「発達障がいについて」や「知的・発達全般の遅れ」等のケースの中にも、不登校や行き渋りに関連する相談内容はございます。明確に不登校ということが位置付けられてのご相談というケースは16件ということです。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明で、ご意見がございましたらお伺いしたいと思いますが、どなたかございませんか。</p> <p>——意見なし——</p>
委員長	それでは続きまして、議題③の労働分野の取り組みについて就業・生活支援センターエールの坂上委員から説明をお願いします。
委員	障がい者就業・生活支援センター事業についてですが、障がい者雇用促進法

<p>(坂上)</p>	<p>に基づき、私どもは厚生労働省の委託を受け、センター業務を開始しております。資料の3ページにあるように県内では6か所にセンターが設置されておりました。私どもの支援圏域は西条・新居浜圏域となっております。</p> <p>センター事業は、障がい者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関との連携のもと、障がいを持つ方の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行うことが主旨となっております。事業内容につきましては、就労及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がい者に対し、センター窓口で相談や職場や家庭訪問等により指導、相談を実施しております。次にご本人についての支援は、就職に向けた準備支援として、私どもの併設施設での基礎訓練であったり、市内の福祉事業所（就労A型・B型事業所、〇〇支援事業所）での訓練できる施設の紹介、新居浜高等技術専門学校に委託訓練（学校を企業に見立てて学習時間をベースに実習する）、職場実習のあっせんということで3日～90日以内の実習を経て、雇用につなげていくという支援をしています。</p> <p>求職活動の支援は、ハローワークへの同行や名刺の作成、面接の同席をしています。エール独自としましては、職場を訪問したりハローワークとの連携をとったりしながら職場の開拓を進めています。</p> <p>次に、職場定着支援ということで、就職してからの支援と導入での支援があり、通勤支援、職場環境改善支援、人間関係の調整を行っています。職場の上司や同僚などへの橋渡し役として、そこで起こった課題について支援を行っています。</p> <p>企業（事務所）への支援は、障がい者の特性をふまえた雇用の管理ということで雇用制度や本人への配慮事項について説明を行ったり、障がいの特性によっては短い時間の方が能力を発揮する場合等は勤務体系の支援を行ったりしています。また、特性に合わせた産業支援のアドバイスをしています。</p> <p>家族、関係機関への支援では、実習期間や就職に至るまでの日程調整の連絡調整をしたり、職場での様子を家族にお伝えし、日常生活で改善できることがあれば、家族に協力いただいています。</p> <p>続いて、生活支援に移ります。具体的には健康管理や給与をもらったときの金銭管理等の助言から、一緒に住居を探す支援もしています。自立して生活していくために給与以外にも障害年金が必要であれば、適切な窓口へ同行したりもしています。ストレス発散方法、余暇の過ごし方が分からない方への支援も行っております。</p> <p>対象者は、基本的に知的・精神・身体障がい、発達障がいの方で就職を希望している方です。その中には手帳を有している方や、手帳を持つことを迷っている方、それ以外にも、障がいなのかどうか悩んでいる方、どういうところに</p>
-------------	--

相談したら良いのかわからないという方もいます。他にも在職中の方、障がいをお持ちの方のご家族、障がい雇用をしている企業や、これから雇用を考えている企業が対象者になっております。学校に在籍している方に関してですが、私どもは登録をしていただいてから支援の開始ということにしていますので、現状では卒業後からの支援とさせていただきます。

相談の方法ですが、基本的には来所もしくは家庭訪問です。家庭訪問が難しい方に関しては、関係機関等で相談をさせていただきます。電話やメールでも受け付けは可能ですが、顔を見ながら、詳しい状態を聞きたいので一度は相談に来所していただくことにしています。基本的な相談の流れは、2つあります。1つ目は、会社で働くための準備が整っている方の流れです。まずエールに登録していただいて、ハローワークでの障がい者専用窓口での登録があるかどうかの確認をして、見学可能な企業・職場実習できる企業があれば見学や実習をしていただいてから、きちんとした面接をして就労につながるという流れになります。2つ目は、今の段階では働くことが難しい方の流れです。この方たちには、市の委託の相談事業所を紹介させていただいたり、直接訓練施設、福祉事業所等を紹介させていただいたりして、福祉の方で働く力をつけていただくとしております。こちらのサポートがうまくいって、働く力がつき、就職を希望されることになれば、1つ目の流れに乗って就労に向けて進んでいくことになります。また、就労した後も継続的な支援として、職場の訪問をさせていただいて、その方が職場に定着しているのか、人間関係が作れているのか等の確認をして長く勤めていただくようにサポートしています。

現在、300名近くの方が登録されています。資料に一体的な支援を図りで示しているものがありますので、ご覧ください。様々な関係機関と連携をとりながら、障がいのある方の就職・生活面での支援をやっていかないと私どもだけでは難しいというのが現状です。エールの職員は4名体制なので、みなさんの協力のもと働ける力のある方へのサポートは出来ているのかな…と思っています。

最後に、本人に合った働く場を見つけるためには、企業への情報提供や本人のニーズの把握とアセスメントをしっかりとっていくこと。サポート体制の確立ということで、その方に関わっている機関の役割分担を明確にして、実際長く続けていけるような支援をしていくこと。また、就職するにあたっては、生活面の充実が重要になってくるので、生活面のサポートもしっかりしていかなければならないと思っています。これらを踏まえて、環境を整えていくことが大事であるというふうに思っております。

エールへの登録の状況ですが、開所当初（平成23年度）は身体障がい39名、知的障がい47名、精神障がい30名、発達障がい4名、その他の障がい

	<p>17名の合計137名でした。平成25年度は、身体障がい74名、知的障がい105名、精神障がい72名、発達障がい10名、その他の障がい45名の合計306名となり、倍以上の登録者数になっています。平成25年度の新居浜市だけの内訳は、身体障がい8名、知的障がい9名、精神障がい6名、発達障がい0名です。これは、在職者を除いた数字になっています。精神や知的の方の中に発達障がいの診断もお持ちの方で就職している方もいらっしゃるのですが、主には製造業務や看護補助業務等にお勤めをされています。</p> <p>今後の課題としては、働く期間は学校に通っている期間よりも長く、就労した後の支援をつなげていけたらなというふうに思っています。それには、関係機関との連携や密な情報提供が必要ではないかと考えております。本日、発達支援協議会に参加させていただいて、みなさんのご意見を支援に活かしていけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明で、ご意見がございましたらお伺いしたいと思いますが、どなたかございませんか。</p>
委員 (野沢)	<p>現在の登録者は300名程度とお聞きしましたが、年間どのくらいの件数が就職につながっているのか実績を教えてください。それと、障がい者雇用をしている企業・これから雇用を考えている企業の数を教えてください。</p>
委員 (坂上)	<p>就職になった実績についてですが、平成23年度の新居浜市内の人数は13名です。すでに在職の方もいますので、その方を除いた数字になります。またエールで支援して就労した方は平成23年度は19名、平成25年度は45名です。</p> <p>障がい者雇用を受け入れている企業については、資料を持ってきていなかったもので、きちんとした数字はお伝えできません。</p>
委員長	<p>エールさんに障がい者雇用を積極的にしますとお話がある企業はあるのですか。たくさん企業からありますか。</p>
委員 (坂上)	<p>企業はありますが、そんなに多い数ではありません。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。その他にご意見がある方はいらっしゃいますか。</p>

委員	就労されていても登録されている方の相談内容はこういったものですか。
委員 (坂上)	会社の中での人間関係や雇用の条件が当初と異なってきているということ。部署が異動になったときにどう対応したら良いのかという勤務を続けるための相談や、職場の中でうまくいかなくなると、離職や転職を考えているという相談もあります。
委員長	ありがとうございました。その他にご意見がある方はいらっしゃいますか。
委員 (大江)	先ほど報告いただいた内容以外にネットワークを作ったり、外部に働きかけたりという活動もされていると思うので、その内容を教えてください。
委員 (坂上)	新居浜市自立支援協議会の働く部会において、新居浜市における障がい者雇用の現状・課題を協議しています。現状は、積極的に障がい者雇用を進めていこうという動きがあるが、続けていくための支援に力を入れないと辞めてしまうという方もあるので、新居浜市が何か仕組み（制度）が作れないかという話をしています。また、12月に徳島県で障がい者雇用を積極的に行っている企業をお呼びして講演してもらうことや、すでの新居浜市で障がい者雇用をしている企業の話聞いてもらう機会を設けて、新居浜市に雇用の種をまいている活動をしています。
委員長	ありがとうございました。 私から質問なのですが、エールの運営資金はどこから出ているのですか。利用は無料ですか。
委員 (坂上)	労働局と愛媛県の障害福祉課から出ているので、利用料は無料です。 話は変わりますが、就労の際に、本人は働けるという気持ちがあってもドクターから難しいと判断されていたり、現実には難しい場合があったりします。利用者の気持ちを大事にしつつ、働ける力がどれくらいあるのかをきちんと把握しながら進めていかないといけないと、この4年間活動をしていて実感しています。
事務局	続きまして、新居浜公共職業安定所 三ツ井委員から説明をお願いします。
委員 (三ツ井)	私の資料は1枚で、「障がい者実雇用率の推移」が記載されているものです。障がい者雇用率を聞いたことはあると思いますが、具体的なことは知る機会が

ないと思うので、今日お話しさせていただきます。

この資料はプレス発表といって、毎年6月1日現在のある一定以上の企業の障がい者雇用の現状を調査した統計表です。プレス発表は11月なので、今年度分はまだ出ておらず、昨年度の資料になります。表の下側に統計の説明が書かれていますので参考にしてください。

統計の数は、各年とも6月1日現在のものです。5月31日まで勤務していたが、6月1日で辞めたという方は、数値には含まれておりません。対象の企業規模については、国が障がい者雇用に力を入れてきたこともあり、雇用人数が昭和52年～62年は67人以上で1.5%、昭和63年～平成10年は63人以上で1.6%、平成11年～24年からは56人以上で1.8%、平成25からは50人以上で2%と定期的に見直しがされています。

戦後、戦争でけがをした方の社会復帰を促すために国が身体障がい者を障がい者雇用の対象としたことが障がい者雇用の始まりです。1級や2級の重度の障がい者については、1人でも2人分雇用したとことになる“ダブルカウント”というものが当初から設けられていました。表の「実雇用率」のかつこ内は全国の数値を出しているのですが、昭和63年時点で、1.31%になり、それまでの1.2%代から上昇しました。これは、知的障がい者の方が対象に加えられたことによるものです。平成5年にも、それまでの1.3%代から1.41%に上昇しました。これは、重度の知的障がい者の方のダブルカウントが設定され、重度の身体・知的障がい者の短時間労働（週30時間未満）の方もダブルカウントの対象となったことになったことがあげられます。平成10年には、法定雇用率が1.8%になったことで、表の一番右側にある「法廷雇用率達成」が60%代から57.8%に下がってしまいました。平成18年の4月からは精神障がい者の手帳を持っている方も対象に含まれるように制度が変わり、全国の雇用率が1.5%代に上がりました。対象の範囲が広がることで割合が上がったり、雇用率の割合が上がることで割合が下がったりして、制度の影響は大きいです。精神障がい者の方は、フルタイムで働くことが難しいことが多いです。このことを考えて、精神障がい者の短時間労働者を0.5人としてカウントするようになりました。平成22年からは、重度の身体障がい者以外の短時間労働者も0.5人としてカウントすることになり、対象範囲は広がってきています。昨年、法定雇用率が1.8%から2%に上がったことで法定雇用率の達成の割合が下がってきています。

雇用率を詳しくお話ししたわけは、事業所が障がい者を雇用する理由として雇用率の達成があげられるからです。中・小企業でも障がい者雇用の良心的に行っている事業所もたくさんありますが、大企業で福利厚生もしっかりしているところで働きたいと思っている障がい者の方も多いのが現状で

す。大企業は、社会的責任として法定雇用率を守っていることを対外的に示したいという考えは必ず持っています。この雇用率とは、手帳（障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）を持っている方が対象です。こちらから動かななくても障がい者雇用の求人を持ってきてくれる企業は、この法定雇用率を達成したいと思っている方が多いのが現状です。ですので、手帳の有無は就職のしやすさを左右する分かれ目のような力を持っています。

障がい者の雇用率を決定するのが、労働者を分母として、その分母分の障がい者の割合です。その障がい者は知的障がい者と身体障がい者だけが対象になりますが、平成30年の4月からは精神障がい者の方も雇用義務対象になります。このことにより、精神障がい者の方の労働意欲も高まってきており、ハローワークにも登録に来られる方が増えてきています。こういった方がその分子の方に加わってくるので、平成30年以降の法定雇用率はまた上がってくると思われま。そうすると、雇用率が上がることに伴い、事業者は求人を出して雇用の方向に進んでいきます。現在も事業所自ら出してきてくれる障がい者雇用の求人はまあまああります。しかし、その求人の仕事に合う障がい者の方がなかなかいなかったりするので、求人はあるけれど紹介ができないということが多々あります。そこで私どもでは、ハローワークに登録したらエールさんにも登録して実習を行ってもらったりとお互いに連携をとっている。就職できるかなと思われる方がいらしても、企業側はすぐに面接して採用という形にはなりにくく、実際に働いてみて判断することが多いです。ハローワークでもトライアル雇用という制度はありますが、3ヶ月間と長い期間であったり、通勤途中の事故や勤務中の怪我など保障の面で不安なこともあったりします。エールさんを通じて行くと、実習の期間も3日からと短めに設定したり、怪我などの保険もエールで対応したりと安心して実習をしていただける制度になっていると思います。

支援制度で試しに…ということもありますが、就労では、最初の段階（導入）場面はすごく大切で、その段階をフォローする制度としてジョブコーチ支援というものがあります。これは、最初は密に行いだんだんフェードアウトしていく感じで、だいたい2人体制（障がい者職業センターのジョブコーチと地元の福祉施設のジョブコーチ）で支援しています。ジョブコーチも本人理解が必要なので、ジョブコーチに入る前に職業評価のお世話をハローワークとエールからお願いして行っています。実際にジョブコーチ支援を使って上手く定着している方も多いです。ジョブコーチ支援を使うと、仕事の指示方法などのアドバイスが上手い支援につながったり、定期的にケース会議をすることにもなるので、支援を見直すことができます。ジョブコーチを使った方は離職も少ないです。

ここからは、ハローワーク新居浜の具体的な数値をお話しします。私は平成24年から障がい者雇用の担当になりました。その間に、発達障がいのみの障がいの方で就職した方が2名おられます。平成24年に1名、25年に1名です。お二人とも若年層で就労就職支援A型事業所への就職です。そのうちの1名は後日、手帳を取得されました。私はハローワーク新居浜に勤務して5年目になるのですが、障がい者雇用の担当をする2年間は一般の職業紹介をしていました。その時に、一般の窓口であっても色々な指示をきちんと聞き取れない方がいました。その方自身もこれまでの困った経験から「後から確認したいので、ボイスレコーダーをおいて良いですか。」と言ってこられたことがあります。その方に履歴書と紹介状を事業所に送ってくださいとお伝えしたが、紹介状を忘れてたり、写真を貼り忘れてたりとなかなかスムーズにすることができなかつた。その後、私が障がい者雇用の担当になった時に、その方が手帳を持って来られました。病院（精神科）に行ったきっかけはうつ病だったが、発達障がいだということがわかったそうです。社会で厳しさを味わって、うつ病になり、発達障がいだと分かって、窓口に来られる方が30～40代の方に混じっています。精神の不調や療育手帳を持っている方で発達障がいと診断されて就職した方が、平成24年はいっしょになかったが、25年は4名、26年は今の段階で2名おられます。平成25年の4名のうち、A型事業所に就職した方が2名。今年の2名は、両名ともA型事業所に就職しました。私が担当になった2年半の間に8名の発達障がいの診断を受けている方が就職されましたが、そのうち手帳を取得された方は6名で、後から1名取得されたので、7名の方が手帳を取得されました。発達障がいの診断書があれば、障がい者雇用の窓口で紹介しますし、雇用した事業者に対しては、雇入れの際に発達障がい者雇用開発助成金があります。ただ、診断書だけでは雇用率の対象にはなりませんので、ハローワークの立場からすると、手帳を取得されている方が就職の支援はしやすいのが現状です。開示も従業員全員にするわけではなく、事業主や周りの支援する方のみということもお願いできるので、手帳取得に迷われている方がおられたら、取得したらどうかなと個人的には思っています。

こういった障がい者雇用の中で、雇用率を達成できていない事業所も多々あります。障がい者雇用には、ある一定の配慮やキーパーソンを構えたりと何かしらの経済的な負担もありますので、達成できていない事業者には納付金を納めていただいています。納付金を納める事業所の対象は、従業員が201人以上の会社です。来年の4月からは101人以上の従業員がおられる会社で雇用率が達成できていない企業が納付金を納めていただくように変わります。制度が改訂になることによって、事業所はコンプライアンスとして雇用の意欲が高まるので、支援を行っていきたいと思っております。

委員長	ありがとうございました。質問の前に確認なのですが、発達障がい者は精神保健福祉手帳の方になるのでしょうか。
委員 (三ツ井)	発達障がい者で就職された6名のうち5名が精神福祉手帳で、お一人が療育手帳です。
委員長	ありがとうございます。それでは、ただいまの説明で、ご意見がございましたらお伺いしたいと思います。どなたかございませんか。
アドバイザー	お話に出てきた発達障がい者の方で後から手帳を取得した方は、精神保健福祉手帳ですか。
委員 (三ツ井)	はい。精神保健福祉手帳です。
委員	ハローワーク新居浜では、三ツ井さんが担当されている障がい者雇用専用の窓口がありますが、全国のハローワークにもあるのですか。
委員 (三ツ井)	はい、あります。実際に支援をする際の障がい者登録は、住所があるところのハローワークで行います。例えば、新居浜市にお住まいの障がい者の方は、ハローワーク新居浜で登録を行います。その後、四国中央市に転居された場合は、ハローワーク新居浜で行ってきた登録内容や記録の全てを転居先のハローワークに引継ぎます。
アドバイザー	新居浜市に特例子会社があるのか教えてください。
委員 (三ツ井)	新居浜市に特例子会社はございません。私が今覚えている限りでは、愛媛県下には四国中央市の大黒工業、日本食研、フジリネンサプライがあったと思います。ただ、作りたいという声は聞きます。
委員 (立花)	精神保健福祉手帳には、どういう方が多いですか。てんかんも精神保健福祉手帳ですか。
委員	うつ病の方が多いです。ただ、発達障がいベースでうつ病になっている場

(三ツ井)	<p>合は、うつ病自体は投薬等で治まることが比較的多く、最終的に病院の診断書を求めると、うつ病ではなく発達障がいと書かれて返ってくることもあります。もうすでに手帳をお持ちなので、ハローワークの登録では、精神障がい者ということになります。てんかんも精神保健福祉手帳です。ただ、オープンにしていくと事故等の報道もあり、なかなか面接に至らない。他にも難病の方には手帳の対象になる方とならない方がいらっしゃいます。手帳をお持ちの方は障がい者雇用の対象になりますが、持ってらっしゃられない方は対象にならないので大変です。交通事故等で高次脳機能障がいの方もかなりおられます。この方たちは、ほとんどの方が手帳をお持ちです。成人してからの手帳取得になるので、精神保健福祉手帳がほとんどです。手帳を取得することが分からずに、周囲の方が相談にいらっやって、相談にのり、就職に至ったケースもあります。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。ここで5分の休憩を取りたいと思います。</p> <p>——休憩——</p>
委員長	<p>続きまして、生活支援センターわかば 大江委員から説明をお願いします。</p>
委員 (大江)	<p>——資料参照——</p>
委員長	<p>ありがとうございました。続きまして、新居浜市産業振興課 藤田委員から説明をお願いします。</p>
委員 (藤田)	<p>——資料参照——</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p>
事務局	<p>大江委員と藤田委員の説明で、ご意見がございましたらお伺いしたいと思いますが、どなたかございませんか。</p>
アドバイザー	<p>松山市や四国中央市のように基幹相談支援センターを委託するような流れが新居浜市にはございますか。</p>
委員	<p>検討はしています。できれば、権利擁護センター等の機能も集中して行って</p>

(大江)	いきたいと思っているところなのですが、どこが主となって行っていくのか体制をどうしていくのかというようなところを揉んでいるところです。
アドバイザー	中身はすごく充実しているので、そこら辺りが上手く連携できれば、利用者からするともっと良くなると思いますね。
委員 (越智)	できれば、虐待防止センター等も含めて、自立支援協議会の事務局的な役割の機関を担っていただいたら、市全体の障がい者施策もできるのかと思っています。まだ検討中なのですが、法人との協議も必要となってきますので、今後近いうちにはその機関を立ち上げていきたいと思っております。
委員 (関谷)	大江さんのお話の中で、サービス等利用計画ができて、支給設定がされ、受給者証がおりた時点で、はげみ園の見学という流れになりますが、発達障がい児の中には、決定がおりてからすぐに通園を始めるということが難しい子もいるので、事業所の方に個別支援計画がおりてきた際は早めに、はげみ園への計画を進めるように相談支援所全体の中で周知していただけるとスムーズに進めやすいので、事業者間でお願いをしていただけないでしょうか。
委員 (大江)	私どもも、決めるまでに必ず1度は事業所に出向き様子をみるようにしているが、段階を越えて、市役所に直接行く方もおられます。必ず案内はしたいと思っています。
委員長	ありがとうございました。その他、ご意見や質問はございませんか。
委員長	それでは、続きまして、議題④の各研修の報告について事務局から説明をお願いします。
事務局	1月に後期スキルアップ研修がございます。この研修が終わりましたら、今年度の全ての研修報告ができますので、終了時間の10分前になっていることもあり、この議題を次回まとめて報告させていただいてもよろしいですか。
	——一同、賛成——
事務局	またお配りしている資料に目を通していただいたらと思います。
委員長	次に、その他の議題に移りますが、事務局から何かありますか。

事務局	<p>新居浜市に新しく児童発達支援 療育ルームいろは が誕生いたしましたので、明智委員から説明をいただきたいと思います。</p>
委員 (明智)	<p>10月1日から児童発達支援 療育ルームいろはが開所いたしました。場所は市役所の西側にある水道局の向いです。私どもは2年前から放課後等サービスぴあを開所しておりまして、その前は新居浜市のタイムケアの単独事業を行っておりました。その前進の団体での利用者は、知的障がいや発達障がいの方、自閉症スペクトラム障がいの方が多かったもので、特にスケジュールや物理的構造化を取り入れた個別的な支援をしており、それを強化した形で放課後等ディサービスをしておりました。放課後等ディサービスと児童発達支援の多機能型で定員は10名です。私どもの法人は5年前から成人の事業もしており、幼児期から成人期、そして就労支援まで一貫した支援で就職までつなげていきたいと思っております。近年、療育機関も充実し、放課後ディサービスの増加、学校現場でも特別支援教育が進んできていると思いますが、ライフステージごとに切れていることに問題を感じていました。先ほどの三ツ井委員のお話にもありましたが、成人してから発達障がいと診断され、福祉につながる方が増えており、私どもの事業所でも見かけます。その度に、幼児期から成人期まで一貫して支援することが大事なのだと感じ、また、新居浜市の幼児期支援の社会資源が足りないということが言われていたことから、児童発達支援 療育ルームいろはを開所し、微力ではありますが、少しずつ進めていけたのかなと思っております。見学等も受付けております。今後ともよろしく願います。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。ご意見がございましたらお伺いしたいと思います。どなたかございませんか。</p>
委員 (黒川)	<p>保健センターでは、1歳半検診でM-CHATを導入しまして、けっこうな率で経過観察になる子どもが増えていきます。その後のフォローアップ教室として“にこにこクラブ”を行っていますが、そこを卒業された子どもに紹介する施設がなかったところに児童発達支援 療育ルームいろはが開所されてありがたいと思っているところなのですが、来年度に向けてのスタッフの増員、定員の増員計画等がございましたら教えてほしいです。また、新居浜市の幼児期の療育施設が少ないことを協議する場合は、この協議会なのか自立支援協議会のサブ組織が出来るのか、その辺りを教えていただけたらと思います。</p>
委員	<p>指定をとる段階でスタッフは増員しておりますので、今以上の増員というの</p>

(明智)	は、子どもの受け入れ状況によるかとは思いますが、放課後等ディサービスと合わせて定員が10名ということと個別支援を行っていることから、子どもをたくさん受け入れるということは難しいのが現状です。
委員長	はげみ園の現状はいかがですか。
委員 (関谷)	はげみ園は、平成24年に定員を20名に増やし、発達障がい担当のクラスと肢体不自由中心のクラスとを作りました。はげみ園では、スペース的にも限界で、職員を増やそうと思っても場所がないという状況です。また、定員増加のために発達障がいクラスの小集団の人数を増やそうにも、お互いに刺激になったりし、療育に影響があるので難しいです。
委員長	発達支援課はいかがですか。昨年、定員を増加したんですよね。
事務局	対象は就学前の子どもです。クラス体系やそだちの教育とことばの教室の職員の異動を行ったり、相談機能の充実するように部屋を改修したりして、対応をなるべく共有できるようにしております。ただ、療育の定員も満杯になっているのが現状です。 黒川委員のご提案の中には、この問題のシステム作りをどうしていくのか。どこの機関が対応していくべきなのかということだと思っておりますが、発達支援課は全体的に一貫した支援ということで行っておりますが、教育委員会という組織の中なので、市全体の福祉サービスという部分になりますと、障がい福祉計画と子育て支援課の新制度もありますので、その辺りを軸に今後の計画を検討していただけたらと思います。
委員 (越智)	社会資源に関しては、障がい福祉計画の中で資源をいかに増やしていくのかということは盛り込んでいくと思います。現在、検討中で11月ぐらいに固まってくると思うので、今日持ち帰って協議していきたいと思います。
委員 (関谷)	児童福祉法の中に、10万人の都市では児童発達支援センターという中核になる施設を設置した方が良いということもあるので、新居浜市も教育や福祉に偏った施設ではなくトータルで支援ができる児童発達支援センターという機動的なものをぜひお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。
委員長	最後にアドバイザーの先生方からお話しただけたらと思います。

アドバイザー	<p>1つ目は、東温市でも同じように障がい者福祉計画の協議、子育て支援の新制度の協議、特別支援連携協議会の3つで協議している内容の整合性があるかどうか。また、市役所内の機構改革をしないと解決しないというところまでできている。具体的な内容はわからないが、それぐらい大きな問題だと思う。特別支援連携協議会ではなく、地域発達協議会という名称を付けていることから、新居浜市は上手く動くのかなという印象です。</p> <p>2つ目は、教育支援委員会に名称を変更しましたから、年度内に就学に関する手続き（流れ）について配布物を作成と思いますので、また作成したら教えてください。</p> <p>最後に、学校現場では合理的配慮をどうしていくかという問題が出てくると思うので、発達支援課で3月に作成したハンドブックを文科省が出している合理的配慮の項目別に出してみると、あの本がもっと生かせると思います。</p> <p>ありがとうございました。これで本日の協議会を終了させていただきます。次回の協議会は2月13日の開催予定でございますのでよろしくお願い致します。</p> <p>皆さまのご協力により、円滑な議事進行ができましたことに重ねてお礼を申し上げます。協議会を終わりにしたいと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p>
--------	--